

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 –

2014 年 1 月号 | No. 1/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

### グローバル特許審査ハイウェイパイロットへの更なる官庁の参加

2014 年 1 月 6 日付けで開始されたグローバル特許審査ハイウェイ（GPPH）パイロット（*PCT Newsletter* 2013 年 12 月号参照）に関し、以下の 4 つの官庁についても上記の開始日から本パイロットを開始することに合意し、これにより参加庁は 17 になりました。

- ハンガリー知的所有権庁
- アイスランド特許庁
- イスラエル特許庁
- スウェーデン特許登録庁

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>

また、上記 4 つの官庁に関するウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.sztnh.gov.hu/English/szabadalom/pph/gpph.html>

<http://www.els.is/en/about-us/news/nr/869>

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

<http://www.prv.se/en/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PPH/>

## **PCT-PPH 2 庁間の合意：イスラエル特許庁と韓国知的所有権庁（KIPO）、スペイン特許商標庁と KIPO、国立工業所有権機関（INPI）（ポルトガル）と中華人民共和国国家知識産権局、INPI（ポルトガル）と KIPO**

2014 年 1 月 1 日付けで新しい 2 庁間の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての官庁によって作成された肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願について、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

該当する官庁は以下の通りです。詳細は各リンク先をご覧ください。

#### イスラエル特許庁と韓国知的所有権庁 (KIPO)

[http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Documents/ILPO\\_KIPO\\_MOTTAINI\\_PPHV3.doc](http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Documents/ILPO_KIPO_MOTTAINI_PPHV3.doc)

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

#### スペイン特許商標庁と KIPO

[http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/Paises/Corea/Directrices\\_Corea.pdf](http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/Paises/Corea/Directrices_Corea.pdf)

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

さらに同日から、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは一方の ISA 又は IPEA としての官庁によって作成された肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を得た PCT 出願について、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

該当する官庁は以下の通りです。詳細は各リンク先をご覧ください。

#### 国立工業所有権機関 (ポルトガル) と中華人民共和国国家知識産権局

<http://www.marcaspatentes.pt/index.php?section=710>

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/> (中国語)

#### 国立工業所有権機関 (ポルトガル) と KIPO

<http://www.marcaspatentes.pt/index.php?section=710>

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### ブダペスト条約

#### カタールの加盟

カタールが 2013 年 12 月 6 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、これによりブダペスト条約の締約国数は 79 になりました。ブダペスト条約はカタールにおいて 2014 年 3 月 6 日に発効します。

(参考) [http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## **PCT 最新情報**

AU : オーストラリア (E メールアドレス)  
CA : カナダ (国内段階移行の特別な要件)  
EP : 欧州特許庁 (手数料)  
ES : スペイン (手数料)  
GB : イギリス (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)  
GE : グルジア (手数料、代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件)  
IL : イスラエル (手数料)  
KG : キルギス (官庁の名称、E メールとインターネットアドレス)  
KR : 大韓民国 (E メールアドレス)  
NZ : ニュージーランド (あて名、E メールアドレス)  
PA : パナマ (受理官庁としての官庁の要件、管轄国際調査及び予備審査機関)  
US : アメリカ合衆国 (手数料)

**調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁)**

**補充調査に関する手数料 (欧州特許庁)**

**国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)**

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての以下の機関との間の取決めが 2014 年 1 月 1 日に発効され、最新版が英語及び仏語で掲載されました。

ES スペイン特許商標庁  
RU 連邦知的所有権特許商標行政局 (ロシア連邦)

(ES : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf)

(ES : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf)

(RU : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ru.pdf)

(RU : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ru.pdf)

### **欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料**

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするため、EQE の試験委員会の同意のもと、2013 年 12 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の英語版の国際段階と国内段階と仏語版の国際段階の 3 つの PDF ファイルがウェブサイトに掲載されました。

(英語、国際段階) <http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>

(英語、国内段階) <http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf>

(仏語、国際段階) <http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>

各 PDF ファイルは非常に容量が大きいので (両面印刷で約 900 頁) ご注意ください。印刷時には「ページの拡大／縮小」で「用紙に合わせる」を選択することをお勧めします。

## PCT 様式

2012 年 9 月版の願書様式 (PCT/RO/101) の編集可能な PDF フォーマットがアラビア語でご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed_request.pdf)

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (2014 年 1 月 1 日付け version 3.51.061.237) が下記 URL からご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

本バージョンは以下の更新が含まれます。

- 受理官庁としてのパナマ (RO/PA) に関する情報
- 「小企業」、「極小企業」の立場を主張する権限のある出願人に対する受理官庁及び国際調査機関としての米国特許商標庁による料金軽減の計算機能
- PCT 手数料表の更新とその他 PCT に関する更新

詳細は下記 PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“*IPTS – International Patent and Trademark Service*” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## 実務アドバイス

### ePCT を利用し電子的に国際予備審査請求書を提出する

**Q:** 私は数多くの国際出願に携わっている代理人です。通常、書類を国際事務局（IB）に対して、ファックスや郵便で提出するのではなく、ePCT を利用してアップロードしています。今回、複数の出願に関する国際予備審査請求書を提出する必要があるのですが、ePCT を利用して国際予備審査請求書を提出することが可能でしょうか。

**A:** 国際予備審査請求書は、ePCT プライベートサービスにおいて電子的に国際予備審査請求書を作成し提出することが可能なアクション機能を使用することにより、ePCT 経由での提出が可能です。（これは国際予備審査請求書を直接、国際予備審査機関（IPEA）に提出する手続きではありませんが、PCT 規則 59.3 には、IPEA への送付のために国際予備審査請求書を国際事務局に提出することが規定されています。）

eOwner 又は eEditor のアクセス権を有する出願において、さまざまなアクション機能をご利用いただけます。国際出願においてどのようなアクションが可能かは、国際出願の“Actions”タブに列記されておりますのでご覧ください。下記の通りです。

The screenshot shows the ePCT interface for application PCT/IB2013/033114. The 'Actions' tab is selected and highlighted with a red box. Below the tab, the application details are shown: Title: (EN) PCT TEST APPLICATION, Applicant Name: MONSTERS, INC. (+1), and Inventor Name: MOUSE, Mickey. A 'Select Action' dropdown menu is open, listing various actions. The 'Submit Chapter II Demand' option is highlighted with a red box. Other options include Declaration of inventorship, Licensing Availability Request, Make international application available to DAS, Observations on close prior art, Obtain priority document from DAS, Rule 92bis change request, Withdraw Chapter II Demand, Withdraw Designation(s), Withdraw Election(s), Withdraw IA, and Withdraw Priority Claim(s). An 'OK' button is visible to the right of the dropdown.

オンラインアクションの“Submit Chapter II Demand”（第 II 章国際予備審査請求書を提出する）は、国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）の作成と提出を容易にします。このアクションは、国際出願の書誌情報を自動的に記入するだけでなく、間違いが生じないように、例えば以下のような確認を行います。

- 国際予備審査請求をする際に適用される期限を計算し、もし期限が過ぎていれば警告する（PCT 規則 54 の 2.1）
- 当該国際出願の国際予備審査を管轄する IPEA のリストを提供する（PCT 規則 59）
- 自動的に適切な費用を計算する

第 II 章の手続きに関して、特定の代理人を追加することも可能で、“Attach File(Optional)”（添

付ファイル（任意）を選択することにより、特定の書類（例えば、委任状）を添付することも可能です。国際予備審査の基礎として“補正された”国際出願を選択した場合、国際出願のどの部分が補正されたのかを示すための新しいフィールドが表示され、補正の写しを添付するよう促す確認メッセージが現れます。また、国際予備審査のために、出願の言語を表示しなければならず（PCT 規則 55.2）、IPEA に対する手数料の支払いに関する詳細（もしあれば IPEA における預金口座の詳細など）も入力しなければなりません。そのような預金口座の詳細を入力しないと、手数料は IPEA に対して別個に支払わなければならないことにご注意ください。

“Preview” ボタンにより提出前に PDF フォーマットの国際予備審査請求書をプレビューすることが可能です。国際予備審査請求書を完成させるには、テキスト署名、または、複写による署名（.jpg 或いは tif フォーマット）を添付することのどちらかの方法により、権限のある者により署名される必要があります。その後、当該国際予備審査請求書は ePCT プライベートサービス経由で IB に送付され、さらにその後の処理のために IB により管轄 IPEA に電子的に送付されます。IB での当該国際予備審査請求書の受理日は、当該国際予備審査請求書の提出日として記録されます。

PDF 形式で作成した各種様式や請求書を提出する“アップロードドキュメント”機能を利用するのではなく、ePCT の各アクションを利用することの利点の一つは、関連する書誌情報がシステムによって自動的に入力されることです。そのため、そのような情報を再入力する必要がなく、転記ミスを避けることにもなります。さらに、各アクションには、書類を完成させるための情報を入力するフィールドに関するチェック機能、各アクションを行うために適用される期限に関するチェック機能が備わっています。

WIPO ユーザアカウントの作成（ePCT パブリック及びプライベートサービスを利用する際に必要）や電子証明書のアップロード（ePCT プライベートサービスを利用する際に必要）に関する情報は、以下のサイトをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_getting\\_started.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_getting_started.pdf)

また、パブリック及びプライベートサービス共に、ePCT を利用する際の詳細情報は ePCT ユーザガイドをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

## **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧